

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 2年 3月 31日

事業所名 放課後等デイサービスあいっこハウス

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	100%	0%	充分広いとはいえませんが、活動内容に合わせて整理できるものや移動できるものはほかのスペースは移動する等し広く使用できるように工夫しています。	活動内容、活動時間帯によっては狭く感じてしまうこともあり、お子様の状態によって活動ができる場所を確保できるように努めていく。
	2	職員の配置数は適切である	100%	0%	必要数、配置しております。	活動内容やお子様の状態、行事内容によっては、職員を増員することもあります。
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	60%	40%	活動内容やお子様の心身の状況・導線に合わせて、備品の配置を変更しています。	室内の移動は良いですが、玄関の段差は解消が出来ていません。そのため車いすの扱いは慎重に行うようにしています。
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	70%	30%	参加できないこともあり、書類や記録の見直しを行う	毎週一度、個々の状態等の変化や注意すべき点、業務改善に必要な項目について、スタッフミーティングを通じて、記録を確認し、改善点の検討を行っています。
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	90%	10%	職員全員が結果を閲覧し、感じたことをミーティングで話し合います。	職員全員で共有し、改善が必要な項目についてはミーティングで話し合い、安心してご利用が出来るように努めます。
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	100%	0	ホームページを活用していく。	事業所の広報誌も公開できるように努めてまいります。
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	0	100%		第三者委員会の設置には至っておりませんが、連携している機関等に評価結果を基に業務改善を行っています。
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	100%	0	非常勤職員へも資格取得やスキルアップのための研修に参加する機会を設けています。	研修や資格取得へは積極的な参加を促しており、職員全員のスキルアップに努めております。
適切な支援の提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	80%	20%	週に一度のミーティングにて、計画作成には職員(正職、非正規)が積極的に参加しています。	保護者会や面談による記録も参考にしていますが、聞き取りが不十分であることや確実な分析等が出来るようになる事が課題として挙げられます。
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	90%	10%	個々の特性に合わせた情報の聞き取りを行っています。	専門用語が多く、改善が必要です。
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	80%	20%	活動目標を定め、その内容に沿って職員間で話し合いを行っています。	日常生活に必要な活動を重視(公共交通機関の使用や食事や買い物、掃除、衛生面等)し、より良いプログラムへ改善していく。
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	90%	10%	児童の成長や季節感を考えて、大まかな年間計画を立てて、周囲の状況によっては計画の変更もしながら、固定化しないよう必要に応じて変更を行っています。	日常生活に必要な活動を重視(公共交通機関の使用や食事や買い物、掃除、衛生面等)し、より良いプログラムへ改善していく。
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	80%	20%	日程で決めてしまうと、常時利用がない児童はできない活動も出てくるため、週間にて活動を行い色々な課題へ取り組めるように設定しています。	季節や関わる人の状況、児童の成長も関係してくるため状況に応じた関わり方を職員間で共有しています。
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	100%	0	特性を理解することを目的としたミーティングを行い、個別活動と集団活動の必要性を考慮したうえで、週間や月間での計画を作成しています。	特性の理解が難しく、個々で違う対応をする必要があるという知識を高めるために、必要な研修へは積極的に参加が出来るように努めてまいります。
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	100%		前日の打ち合わせを行っています。また業務開始前に情報の確認を行っています。	注意すべき項目については十分に配慮できるようにしています。

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
	16 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	100%		気付いた点や問題については、情報共有ツールにて全職員が把握できるようにしています。当日、不在職員にも情報共有を図っています。	
	17 日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	100%		支援経過記録をご利用時毎に記録し、全ての職員が閲覧できるようにしています。	正しく記録が出来るように、記録の取り方についても指導を徹底しています。
	18 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	80%	20%		利用日が不特定のご利用者様のモニタリングが難しく、定期的に行えるような仕組み作りが検討課題です。
	19 ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ合わせて支援を行っている	80%	20%	重要事項は抜粋し、分かりやすくしたうえで支援の基本が意識できるようにしています。	十分なものとは言い難いため、今後課題とさせていただきます。
関係機関や保護者との連携	20 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	100%	0	サービス担当者会議前に、出席者本位とならないように、職員への聞き取りや状況共有のための会議を行い、児童発達管理責任者が出席しています。	
	21 学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っている	100%	0	送迎時の情報共有他、わからない事や知りたい情報があると学校に情報を求めるケースもあります。送迎時やトラブル発生時は迅速に対応が出来るように連絡体制を確保しています。	トラブルが起きないように事前の連絡調整に努めています。
	22 医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	0	100%	現在のところ実施なし。	必要性がある場合には、連携体制の構築に努めます。
	23 就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	100%	0	療育センター等の専門機関を利用している場合には、支援に関する情報の提供のために、児童発達管理責任者が担当者との面談や会議を行っています。	必要に応じて、保育園や幼稚園との情報共有も実施していく必要があると思います。
	24 学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	100%	0	必要時は支援内容や必要な情報の提供を行っています。また実際に障がい福祉サービス事業所へ訪問し今までの経過についてお話することもあります。	
	25 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	100%	0	法人全体で協議し、テーマや課題によって得意分野の克服や専門性を高めるために職員全員が参加できるようにしています。	日程を分けて、発達協会への研修へ今年度は全員参加しました。
	26 放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	80%	20%	放課後児童クラブや児童館との交流は現在ないが、ご利用中の児童様の兄弟同士が、交流できる場を事業所独自に設けています。	ご家族のご理解が難しいことがあり、今後はご理解を求めているよう改善していきます。
	27 (地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	50%	50%	参加できないこともあるが、参加出来るようにしています。	
	28 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	100%	0	共通理解が持てるように、送迎時や電話でのお話だけでなく、必要に応じてご自宅へ訪問を行っています。またメール等にていつでも課題や発達状況についての相談が行えるような体制にしています。	今後も続けていきます。
	29 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	80%	20%	半年に一度は、お困りごとの解決やご家庭での支援に必要な情報提供が出来るように、専門の方を招いて情報の提供や勉強会を行っています。広報誌にてお知らせを行っています。	先を見据えた情報提供や必要なことについて勉強会を行っています。広報誌だけでなく、お声掛けを行っています。
	30 運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	80%	20%	契約時、又は変更があった場合に文書により説明を実施しています。	法改正時には、文書により説明をさせていただいておりますが、面談時にも十分な説明が行えるように努めてまいります。担当者でなければ、回答が難しいこともあり、ミーティング等で確認していく必要があります。
	31 保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	80%	20%	送迎時や電話でのお話だけでなく、必要に応じてご自宅へ訪問を行っています。またメール等にていつでも課題や発達状況についての相談が行えるような体制にしています。	十分かつ適切に助言を行えているか、専門機関への相談を行う必要がある事もあります。積極的に、ご意見をうかがえるように努めてまいります。

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
保護者への説明責任等	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	100%	0	法人内で協議し、父母の会はご負担になるため、開催しておりません。半年に一度は、保護者様同士が顔の見える関係になって頂くために、お困りごとの解決やご家庭での支援に必要な報提供が出来るように、専門の方を招いて情報の提供や勉強会を行っています。広報誌にてお知らせをしています。	誕生月に合わせて月に一度は保護者会を開催しておりますが、参加が難しい方への配慮を行い、誕生月でない方にも参加していただいています。今後も曜日や開催日時の検討が必要です。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	100%	0	苦情があった場合には、対応マニュアルに沿って、対応させていただいております。基本的には、当日に管理者・児童発達管理責任者が対応し、必要時はご自宅へ伺いご説明を行う場合もございます。	迅速に対応し、保護者様の不満や不安の解消に努めています。ご説明後の対応の仕方やご納得いただけているかの確認も行っていく必要があります。
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	100%	0	毎月広報誌を発行し、活動概要や行事予定等、また必要な情報について発信しております。	更新を充分に行い活用していきます。
	35	個人情報に十分注意している	100%	0	事業所からは持ち出しが無いようにしています。またお子様の写真等に関しては、事業所内のカメラのみを使用しています。	
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	90%	10%	ご家庭や学校での意思疎通方法を大事にし、実践できるように努めています。また保護者様とは、利用できる伝達ツールを利用し、情報伝達が誤ったものにならないように十分に配慮しております。	
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	50%	50%		実施をしたが、定期的には実施できていないため、検討課題と致します。
非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	80%	20%		保護者様への周知は実施しておりません。必要な情報は発信いたします。職員間でマニュアルがあることは確認しているが、定期的な更新が行われていないため、今後マニュアルの見直しを行い、更新が必要とも感じております。
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	100%	0	月に一度行い、記録を残しています。その際に気づいた情報を、参加職員全員が全体の記録表に個人別に記録しています。	毎月行っていますが、曜日が固定していますので、ご利用中の多くのお子様経験や参加が出来るように、回数を増やす等の設定が必要です。
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	80%	20%	外部研修へ参加しています。	非常勤の方にも参加してもらい、ミーティングを利用して、虐待防止の意識向上に努めています。
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	100%	0	原則、身体拘束は行いません。お子様や他者へ危険が及ぶ場合には、安全に過ごせる場所を確保し、対応いたします。必要時は、保護者様へ説明し、ご了承頂きます。	
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	100%	0	食物アレルギーのあるお子様の情報は、年に一度調査書へ保護者様へ記入して頂き、事業所内の職員に周知しております。医師からの指示書にて対応が必要なお子様は現在おられません。	毎年個別に健康調査票のご記入をいただき、全職員が情報の更新や新規の情報についての情報共有を行います。
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	100%	0	些細な事例でも、記録し職員間で情報共有しております。	